

平成24年 12月 定例会（第309回） 12月07日-03号

第三百九回定例奈良県議会会議録 第三号

平成二十四年十二月七日（金曜日）午後一時一分開議

○議長（上田悟） ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。（拍手）

◆二十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子です。国政選挙ただ中の県議会になりました。日本共産党は、六十年間続いたアメリカ、財界言いなりの自民党型の政治をやめさせ、暮らしを脅かす消費税増税はストップ、原発即時ゼロ、TPPに反対し、憲法九条を守り抜きます。戦前から九十年間、反戦平和を貫き、企業・団体献金も政党助成金も受け取らず、国民を裏切ることなく、草の根で国民とともに命、暮らし、平和を守り続けてまいりました。総選挙では提案し、行動する党として戦う決意を申し上げ、代表質問をいたします。

平和について、知事にお伺いいたします。

上牧町議会では、治安維持法の国家賠償責任を求める意見書が決議されました。治安維持法は、日本共産党や自由主義者を弾圧することで、戦争反対はアカだと決めつけて、国民の自由と民主主義を奪い、国民を戦争に総動員していきました。治安維持法によって七万人が逮捕され、七千人が投獄され、日本共産党員作家の小林多喜二など獄中で拷問や病気で亡くなった方は千六百九十七人です。戦後、治安維持法は間違いだったとして、すべての人が釈放されました。国は、その責任を今もあいまいにしたままです。

あす十二月八日は、太平洋戦争が始まった日です。国政選挙で自由民主党は、集団的自衛権の行使を可能にすると、自衛隊を国防軍に変えるために憲法九条の改正を公約しています。民主党政権のもとで武器三原則が緩和され、国際共同開発、共同生産の道を開き、原子力基本法には安全保障に資するを入れ、軍事利用が可能であるかの道を開きました。石原日本維新の会代表は、核武装や徴兵制まで言い出しています。未来の候補者も国軍と言い出しています。

先日、九十二歳で亡くなられた女優の森光子さんは、戦争を知る人は、幸せの根源は平和だともっと大きな声で言うべきではないかといつも思っていますと言われました。その幸せの根源である平和が、今、脅かされつつあります。二度と同じ誤りを繰り返してはなりません。今こそ平和のとうとさを訴えていく必要があるのではないのでしょうか。奈良県は、国際文化観光・平和県として世界に平和を発信するにふさわしいところであると思います。そこで、国際文化観光・平和県として、改めて平和の取り組みと、平和を守る知事の決意についてお尋ねをいたします。

次に、世界遺産平城宮跡の舗装問題で知事に質問いたします。

国土交通省が平城宮跡の第一次朝堂院復元のため、草地を土系舗装しようとしていることに対し、平城京を守る会が呼びかけた木簡と自然を守るために工事の中止を求める署名運動が大きく広がり、二カ月足らずの間に二万七千筆を超えました。私も現地の見学会に行きまして、驚いたのは、これから着工される朝堂院跡の草が刈られ、景観と自然が変貌していた姿とともに、平城遷都一三〇〇年祭で砂利が敷き詰められた大極殿院前の広場でした。二〇〇九年に既にアスファルトで固められ、排水ができなくなったところにU字溝で水路がつけられ、その上にグレーチングが置かれて、緑のネットが敷かれ、それを隠すように砂利が敷き詰められていました。二年以上も経過して、砂利がはがれ、ネットがあちこちでむき出しになっておりました。このアスファルトに十分な透水性があれば草が生えてくるはずが、草も生えていません。アスファルトの上に砂利が敷かれた広場は歩きにくく、夏は下からの照り返しで行き渡る風は熱風になり、砂ぼこりとともに奈良市内に流れ込んでいるのです。平城宮跡は国内で始めて地下遺構が世界遺産として認められたものです。まだ三割しか発掘がされていません。木簡は一三〇〇年前の人々の暮らしの本物の姿を現代の私たちに教えてくれるもので、豊かな地下水によって守られてきました。先人の方々が残してくれたものを私たちはそのまま後世に伝える責任があります。既に舗装されているところとあわせて、東京ドーム二・五個分の舗装が地下水に影響を与えないとは考えられません。

日本共産党奈良県議会議員団は、宮本たけし衆議院議員とともに、十一月十三日に文化庁と国土交通省に行き、舗装工事の中止を求めてきました。知事は、文化審議会でも認められているから大丈夫という認識ですが、文化庁は、当初、地下遺構への影響の有無については調査データがあると言っておりましたが、それは国土交通省が高速道路計画のときに平成十五年に行った地下水影響調査であり、今回の舗装に関しては全く調査がされていないことが判明しました。

仲川奈良市長は、住民との合意ができるように説明をするべきだと国土交通省に申し入れを行いました。今、工事は、入札の関係で年明けということですが、知事も地下水が守られる根拠もないままの工事は中止を申し入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、平城遷都一三〇〇年記念事業協会が平城遷都一三〇〇年祭に向けて設置し、現在、県が駐車場に使用しております仮設の二万四千六百平方メートルのエントランス広場の舗装をいつ撤去する予定か伺います。

また、国土交通省に対しましては、大極殿院前の広場五万平方メートルのアスファルト舗装を撤去するよう申し入れることを要望いたします。

次に、がん対策について知事及び健康福祉部長に伺います。

今、二人に一人ががんになり、がんが死因で亡くなる人は、平成二十三年、奈良県で四千六十一人と三割を超え、死因のトップになっています。しかし、奈良県の検診率は全国

平均以下です。十月十日、がんと向き合う日に、検診の普及に向けてキックオフ宣言が行われました。

私もことし、人間ドックで全く自覚がない中、初期の乳がんが見つかり、抗がん剤の治療を受けています。進行性のため、ことし検診を受けていなかったら、どうなっているかわかりません。多くの方々に支えていただき、日々生かされていることに感謝の思いでいっぱいです。がんは、早期発見すれば、助かる病気になってきました。どの段階で発見されるかは、病気の予後に大きな違いが出てきます。私は、自分の体験から、周りの方々に検診を受けることを勧めています。

検診は、市町村が実施主体です。以前は検診予算として国、県から出ていたものが、平成十年に一般財源化になったため、予算がわかりにくく、受診率の低下につながっています。市町村では、検診の申し込み開始と同時にすぐにいっぱいになってしまう、こうした声を聞いています。先進国の中で日本だけが検診率が下がり、死亡率がふえ続けています。

県は、市町村をバックアップし、検診率を上げるべきだと考えます。奈良県がん対策推進計画におけるがん検診受診率五〇％目標を達成するために、具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか知事に伺います。

がん対策ではおくれて出発した奈良県ですが、その後の取り組みは全国から注目されています。思い切って予算をふやし、がん対策を進めるべきだと考えます。先ごろ開催されたがんについてのタウンミーティングのアンケートでは、奈良県民が大阪や京都に出ていなくても安心してがん医療を受けられるように、がん医療の専門的な医療従事者の育成が一番重要だとありました。県のがん診療拠点病院の奈良県立医科大学附属病院には、乳腺外科の専門医がおりません。早急な配置を要望いたします。

また、タウンミーティングは、これまで患者団体が主催で行ってきましたが、住民の声を反映する場として県が年に一度実施していただくように要望いたします。

検診が進まない理由に、受けるのが怖いという意見があります。もちろん、病気そのものの恐怖もありますが、今の仕事や社会生活、医療費などの心配、もし見つかったらどうしようという不安が受診を遠のかせています。一たんがんになると、その治療費は年間数百万円以上もかかる場合も少なくありません。治療費が続かず、治療を断念した方もたくさんおられます。高額な治療を受けた場合に、一カ月の窓口負担が一定の限度額にとどまる高額療養費の制度がありますが、通院で限度額に届かない場合が続きますと、大きな負担になり、制度を改善するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、国民健康保険法第四十四条に基づく一部負担金減免制度が県下の市町村で広がってきましたが、入院が中心で、外来でも使えるところは少なく、住民にほとんど知られていません。現行制度をもっと利用しやすいように周知すべきだと考えますが、いかがでしょうか。健康福祉部長にお伺いします。

次に、森林、林業、木材産業、山村の再生について、知事及び産業・雇用振興部長にお尋ねします。

まず、森林を守るために質問いたします。

山村は今、崩壊の危機に瀕しています。既に消滅した集落、共同機能を失った集落が少なくありません。十年後にはさらに加速し、県の行った集落實態調査でも二八・五%が集落の消滅を心配しています。

一千年以上も前から歴史に息づいて山と清流を守り続けてきた山村と森林の深層崩壊が起きています。手入れされずに放置した山は、獣害に荒らされ、表面は緑をたたえています。深部では荒々しい崩壊が急激に進んでいます。私が初当選した二十五年前、総務省の方に全国から見て奈良県の過疎はどの程度かを伺いました。超弩級ですとの答えが返ってきました。この間、国も県も対策を打ってきましたが、過疎はとどまりません。

吉野郡八カ村では、一九六〇年、昭和三十五年ごろをピークとして、それを境に人口は四分の一に激減しています。一九六〇年は日米安全保障条約のもと、日本は軍事、外交だけではなく、経済もアメリカの支配下に置かれました。一九六〇年六月二十四日、日米安全保障条約発効の翌日、貿易為替自由化大綱が閣議決定されています。そこには、資源に乏しく、人口の多い我が国経済が今後長期にわたって発展するためには、世界の経済交流の進展に即応しつつ、海外諸国との自由な交易を一層拡大していくことが不可欠の要件である、当面特に問題のある産業分野については、労働の流動性の向上に努めと明記されています。

一九六四年の木材輸入の全面自由化以降、急激な外材の輸入量の増加に伴う木材自給率の低迷は、山村の仕事を奪い、人々は都会に仕事を求めていきました。野迫川村史には昭和四十九年、百十九人の中学卒業生が一人残らず村を出たことが記載されています。来年度は中学入学者が一人もいません。村長は、中学がなくなるときは、村がなくなるときと言われておりました。

林業は、収益を得るまで五十年、百年とかかり、目先の利益を優先し、資本の回転を求める資本主義経済と合わない産業です。従来、この間に行われた間伐は、すべて収益になっていましたが、今では赤字になるため、山に放置されたままです。森林所有者は先の見えない困難を抱え、意欲を失い、今、採算がとれていない山を手放す人、放置したままの人、所有者がなくなって名義変更されていない山、世代交代で林地の所在もわからない山など深刻です。しかも山の面積は登記簿と実測値が合わないところがほとんどです。売買するとなれば、測量に費用がかかります。一方、先日も二十二万坪の山林が六百万円で売りに出ているのを見て驚きました。これまで山を守ってきた山守制度も弱まっています。

奈良県は、私有林が九五%、五ヘクタール未満の小規模所有が八七%と、ほとんどです。林地面積の五八・四%は、村外地主の所有です。平成二十一年に県が実施した過疎地域における集落實態調査では、農地、山地の荒廃で問題になっている点として、集落代表者の五%が不在地主の土地管理ができていない、四四%が農地、山林の境界がわからないと答えています。このように山林の所有関係が不明確になっていることが山林の荒廃を加速させていると考えます。所有者が管理できていない森林を適切に保全する取り組みが行わ

れていますが、森林の荒廃に対策が追いついていないのではないのでしょうか。対策をもつと促進するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

今、人類は、たった一個の地球に一・四個分の負荷を与えています。世界じゅうの人が日本人の暮らしをすれば、地球は二・三個必要です。経済優先で資源を取り合い、戦争などしている場合ではありません。地球温暖化で世界各地で干ばつや大水害など異常気象が頻発しています。これを防ぐ道が森林を守ることです。人類は、二十万年の歴史の中で十九万年の間、熱帯雨林で暮らしてきました。そこは、生物多様性に満ちあふれ、さまざまな高周波は人間の心身にやすらぎを与えてくれました。違法伐採によってジャングルが失われ、それが温暖化の原因にもなっています。日本は、豊かな森がありながら、木材の需要の八割を海外に依存し、林業を衰退させ、山村に住むこともできなくなっていることは、重大問題です。

日本は、今、森林蓄積はドイツの一・三倍になりました。奈良県は、紀ノ川流域河川の森林蓄積、筑後川に次いで二番目、しかも、樹齢の高い良質木材は日本一です。祖先が残してくれた奈良県の豊かな森林に命を吹き込むことが今こそ重要で、それは奈良県の未来につながります。

百年前、足尾銅山鉱毒事件の解決に奔走した政治家、田中正造氏は、真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべしと、一九一二年六月十七日の日記に残しました。今こそそこから学ぶべきときです。再来年は、奈良県で全国豊かな海づくり大会が開催されます。この機会に、源流である奈良県は、森林立県奈良を宣言し、全国に発信すべきと考えます。また、山村の生活を守るために、林業と木材産業の振興が不可欠と考えます。

そこで、お尋ねします。県は、平成二十二年四月に、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を施行しました。条例制定後一年半たちましたが、林業及び木材産業振興のこれまでの成果と今後の進め方について、知事にお尋ねします。

次に、原発にかわる再生エネルギーの取り組みで質問いたします。

三・一一から一年九カ月、福島第一原子力発電所事故は、収束どころか、いまだに被害が拡大し続けています。避難者は十六万人にも上り、目に見えない大量の放射能は、時間的にも空間的にも社会的にも際限なく広がり、人類はその収束の手段を持っていません。使用済み核燃料プールがあと六年で満杯になります。すべての原子力発電所がとまっても、電力不足は起きませんでした。再稼働で危険なごみはふえ続け、これらを将来の子どもたちにつけを残すことは絶対に許されません。原発は即時ゼロしかありません。今、稼働している大飯原子力発電所をストップさせ、再稼働を認めず、新たな原子力発電所をやめれば、すぐ実現できます。そのためには、再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。その点、山村は自然エネルギーの宝庫です。地元で使うエネルギーは、地元で賄うようにすることが重要だと思いますが、奈良県の再生可能エネルギーの利活用の取り組みを産業・雇用振興部長に伺います。

最後は、リストラから雇用を守るための取り組みについて伺います。産業・雇用振興部長にお尋ねします。

電機情報産業各社は、業績悪化を理由に、十三万人を超える人員削減、賃下げ、赤字事業からの撤退、集約化など、経営改善対策を進めています。その影響は、家族も含め三十万人から四十万人、職場にも地域経済にも深刻な影響をもたらし、子どもたちの影響ははかり知れません。

奈良県では、大手企業として地域の雇用や経済を支えてきたシャープ株式会社が、業績不振を理由に、全国で二千人の大量リストラを発表しました。世界のシャープとして日本が誇るものづくりの現場で技術の使い捨ては日本の産業構造そのものに重要な影響を与えます。県内の関連企業だけで百一社、県内の雇用、経済にとっても重大な問題です。

労働者に対しては、九月の終わりごろから希望退職の条件が示され、肩たたきが始まっていました。十一月一日から十四日までの希望退職募集期間が九日には既に予定オーバーで打ち切り通知が出されています。二十日の退職者が予定の一・五倍、二千九百六十人になると発表いたしました。希望とはいうものの、実際には退職強要であることが告発されています。密室でおまえは自分が役に立つ人間だと思っているのか、あなたにしてもらう仕事はない、このことは他に公言しない、こんな誓約書までとられています。繰り返される退職強要で追い詰められ、病気になる方、長年頑張ってきた労働者にとって、戦力外と通告されることの悔しさ、家に帰っても妻にはすぐに言えなかったなど、企業内の組合も賛成に回ってしまうと労働者は孤立無援の闘いを強いられ、疑心暗鬼になり、展望が見出せず、職場を離れる人も多いのが実態です。労働者にとって、解雇は死活問題です。

労働契約法第十六条、解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものと無効とするとされています。しかし、今の労働行政では、その指導責任が不明確です。さらに、雇用対策法では、完全雇用の達成を目的に一カ月三十人以上の労働者が離職する場合、ハローワークに再就職援助計画、大量雇用変動届けを提出し、認定を受けなければならないとされています。ハローワークなどに再就職援助計画が提出され、県当局もそれを把握しているのかどうか伺います。

また、再就職支援をフォローアップする仕組みがあるのかどうかを伺います。

奈良県は、相談窓口を設置しましたが、どのような相談に乗っていただけるのかお尋ねをいたします。

さらに、大企業から労働者を守るため、整理解雇四要件、一、差し迫った必要性、二、解雇回避の努力、三、選定基準、人選の合理性、四、手続の妥当性、労働者労働組合の協議などは、判例で示されていますが、その四要件を規定する解雇規制条例や、さらに大規模な人員削減計画に際しては、合意に達することを目標にした労働者との協議や撤退する自治体への事前通告と再就職援助計画など、雇用確保の努力を義務づけるリストラ・アセスメント条例の制定をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの第一問を終わらせていただきます。答弁によりましては、議席から再質問をさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（上田悟） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾）（登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えいたします。第一問は、平和についての取り組みのご質問でございました。

冒頭、治安維持法の成立する時代のことをおっしゃいましたが、当時は普通選挙法を初めて導入される時期でもございましたし、満州事変が起こった時期でもございましたし、政党政治が終わってしまった時期でもございました。今の世相と、とりわけポピュリズムの時代であったかという本も出ていることではございますが、いずれの時代であっても、平和の取り組みというのは大事かと思えます。国家間の平和の取り組みもちろん重要でございますが、国を超えた地方政府同士の交流、さらには議員同士の交流、民間交流も平和の醸成につながる活動であろうかと思っております。本県におけるそのような取り組みを多少ご紹介、ご説明申し上げたいと思えます。

本県では、昭和六十三年に「国際文化観光・平和県」を宣言いたしまして、本県の有する歴史文化遺産などの特性を活用して、奈良県と歴史的にゆかりの深い中国や韓国などの東アジアの国々を中心に交流を推進してきた経緯がございます。近時に至りまして、そのような活動が加速されているわけではございますが、昨年度は、九月に中国陝西省と、さらには十月には韓国忠清南道と、それぞれ友好提携協定書を締結いたしました。また、マルチの地方政府の交流の場として、東アジア地方政府会合の開催にも継続して取り組んでおります。

今後も、歴史的につながりの深い地域と、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施して、地方レベルの交流を深め、永続的な平和を希求する機運の醸成に努めていきたいと思っております。

また、今月十八日には県の新公会堂で授賞式を行います。平城遷都一三〇〇年記念アジア・コスモポリタン賞というを行います。この賞は、千三百年前の奈良がアジア各地の文化や経済、情報が人とともに行き交うコスモポリタン都市であったという認識のもとに、奈良県で行っていただく顕彰行事でございます。国際性のあった奈良の歴史を地域振興あるいは現在のグローバル化社会に生かす取り組みの一環であろうかと思えます。平和で安定した東アジアの発展に貢献するために、創設された国際賞であろうと聞いております。奈良県でこのような国際賞の展開がされることは光栄なことではございます。

今後も、奈良県の取り組みが東アジアの恒久平和の実現に向けて一歩でも前進する契機となるよう、東アジア地方政府レベルでの会をはじめとする諸活動をさらに推進していきたいと思っております。

次に、平城宮跡の舗装問題についてのご質問がございました。

平城宮跡第一次朝堂院の広場整備につきましては、国土交通省が策定いたしました国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画に基づき、工事が進められております。

第一次朝堂院広場の土系舗装による埋蔵文化財への影響については、十分な保護層を確保した上で、盛土・舗装を行うものであります。地下水脈に影響がなく、地下遺跡や遺物を損なわない内容であるとして、国土交通省に対して文化庁が同意したものでございます。その後、文化庁記念物課長が奈良に来訪されまして、この点、じかに聞きましたが、全く心配はないというふうにおっしゃってございました。

これについては、埋蔵文化財、史跡の専門家などにより構成される文化審議会、及び、第三専門調査会などによる調査審議を経た上で、文化財の本質的な価値の喪失につながらない事業として判断されたと聞いております。

また、先ほど申し上げました平城宮跡区域の基本計画におきましても、広く国民の意見をお聞きするパブリックコメントを実施するとともに、平成二十年十月、閣議決定された国営公園化を踏まえて策定されております。

さらに、平城遷都一三〇〇年祭では、覚えておられるかもしれませんが、平城京会場において全期間中、利用計画に基づく国営公園の完成予想模型が展示されておりました。これには、立派に整備を、広場が整備される模型が長期間飾っていたわけでございます。その模型によりますと、模型を見ながら、将来の姿を見て楽しんでおられたというふう聞いております。草原の計画ではなしに、広場の計画の模型があったものでございます。

このような経緯を踏まえまして、県としても、第一次朝堂院広場の土系舗装により、地下水脈を阻害せず、第一次朝堂院地区の遺物には影響しないものと考えております。

さらに、念を入れて、国土交通省は、今後も同地区内の二カ所で地下水位を観測することとされていると聞いております。また、土系舗装の透水実験も行うと聞いておりますので、工事の中止を申し入れる理由はないと考えています。

なお、平城遷都一三〇〇年祭において設置したエントランス広場や駐車場についてのご質問がございましたが、本年三月に用地取得いたしました積水化学工業が移転し、文化財調査を行った後、代替機能を有する利便施設等の整備が完了した段階で撤去する予定でございます。

がん対策についてのご質問がございました。がんの検診を受けられたそうでございますが、ぜひお気をつけて、ご養生していただきたいと思っております。

奈良県は、健康寿命という観点では近畿のトップでございます。男性も女性もトップでございます。全国的には、男性は十位、女性は十八位ということで、健康寿命は大変優秀な成績であろうかと思っております。しかし、がんの死亡率という点から見ると、全国的に優秀だということまでいかないように思っております。それは、がんの検診率が低いということもそのような事情の理由かと考えております。

議員お述べのとおり、本県のがん検診受診率は、全国平均を下回っている現状でございます。胃がんで二七・六%、肺がんで一八・六%、大腸がんで二四・一%、子宮がんで三

一・一%、乳がんで三〇・三%ということで、いずれも全国平均を下回っております。また、市町村ごとに調べてみましたが、市町村ごとにも検診率に差がある実情がわかりました。熱心な市町村だと検診率は上がるという事実があることもわかりました。

この検診率、受診率を向上させることは、健康寿命の延長にも大きく寄与すると考えています。健康長寿全国一を目指している本県の重要なポイントでございます。二つのポイントから、二つのやり方で受診の受診率向上に努めていきたいと思っております。

第一点目は、がんやがん検診についての普及啓発でございます。県民だよりやテレビのスポットなどでがん検診の重要性を紹介しております。また、人の集まる大型商業施設や主要な駅での啓発チラシの配布などを継続的に行っております。

また、最近、画期的でございましたのは、本年十月十日、奈良県がんと向き合う日を策定して、大きな運動をしていただきました。受診率向上県民運動として取り組むために、市町村、事業者、患者団体等多くの関係団体が参加いたしまして、がん検診を受けようという奈良県民会議が設立されました。

今後、地域のがん検診受診の地道な呼びかけや、企業とともに啓発イベントを開催する事業者による従業員のがん検診受診の働きかけなど、いろいろなチャンネルを通じて、また、県民会議のメンバーと連携して、県内での普及啓発活動を継続的に行っていきたいと思っております。

二点目のポイントは、受診しやすい体制、環境づくりだと考えております。それにつきましては、保険者が行う特定健診と市町村が行うがん検診がございますが、それぞれ別々に行っておられるということもわかってまいりましたので、一度に受けられるような検診の体制、また、サラリーマンの方は平日はなかなか受けにくいので、休日に受けていただけるような受診の体制などの検討を始めております。また、スーパーでの検診やワンコイン検診など、がん以外の検診の受けやすさも体制づくりを進め、がん検診の検診率の向上につながればというふうに思っております。

がん検診受診率の向上は、大事なことでございますので、がん対策推進議員連盟のお力添えも得ながら、いろいろな工夫をしながら向上に努めていきたいと思っております。

がん対策については、健康福祉部長に二問ほどのご質問がございました。

次に、私といたしましては、森林、山村の再生についてのご質問がございました。

木材自給率につきまして、外材が入ってきたことなど、歴史を振り返ってのご質問でございましたが、そのような観点からいけば、住宅需要が非常に旺盛になった高度成長期には、安くて強い外材を輸入しようということになったようなことを思い出します。今は、山、森林はあるが、人はいない、切り出せないという事情になってきたかと思っております。また、木材需要に対応するため、杉をたくさん植えたということが今、杉花粉など環境問題も発生しているように思っております。森林の対策は、長期的な視野が要るものですので、これから奈良県のみならず、我が国の森林をどのようにするか、森林文明論についてもご開示がございましたが、重要な事項かと思っております。

本県におきましては、奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例及び同指針に基づきまして、木材生産林と環境保全林に区分して、それぞれの対策を講じているところでございます。

そのうち、環境保全林につきましては、森林環境税を活用して、公的な森林整備を進めているところでございます。また、森林整備を進めるに当たりまして、新しい工夫といたしまして、施業放置林整備マネジャーというものを起きまして、彼らと協働して、施業放置林の現況調査や所有関係を明確にするための普及活動に取り組んでまいりました。

この結果、平成二十二年度末時点で、約一万三千ヘクタールの施業放置林の存在を把握いたしました。また、平成十八年度から平成二十三年度までの六年間で、県内の森林の所有者約五万六千人おられますが、そのうち延べ約二千四百人と協定を締結いたしまして、森林整備を所有者との協働の森林整備を実施しております。また、平成二十三年度からは森林整備において、従前よりさらに強度な間伐を実施していきたいというふうに思って、現況調査、また、所有者の特定などの活動を始め、また、許可をしているところでございます。

今後、これらの取り組みをさらに加速させたいと思っております。山はあっても、整備する人がいないという状況を脱却すべく、また、森林所有者みずからが適切な整備を努める努力の履行の担保というのにも必要かと思っております。現行条例の改正ということも検討の対象にしていきたいというふうに思っております。

二点目は、林業の振興についてのご質問でございます。

林業の振興も大事でございますが、とりわけ県産材の利用拡大と安定供給に向けた施策に重点を置いております。そのような考えで、今年度は、奈良の木ブランド課を県庁内に設置いたしまして、川下側の取り組みを強化することにしてまいりました。

川下側、販売流通の方の分野の取り組みの強化でございますが、まず、建築物への利用拡大を図るために、県産材を使用した住宅建設への助成を拡充してまいりました。平成二十二年度、四十三件でありました利用実績は、今年度は百件を上回る見通しでございます。

また、公共施設の木造・木質化につきましては、今年度、橿原公苑ジョーグーステーションに予算を認めていただいて整備中でございますし、この十二月議会に補正予算として計上しております県庁舎主棟玄関ホールなどの木質化をはじめ、八カ所において木質化の推進をしていく予定になっております。今後、市町村での取り組みもあわせ、さらに木質化の推進をしていきたいと思っております。

建築物以外の利用拡大では、県産材を使用した土産物開発や消費ニーズを踏まえた新たな木製品の開発などに努めております。このほか、木材としての利用ではございませんが、放置されている未利用間伐材等の有効利用を図るため、木質バイオマスの利活用方策の検討を進めております。

一方、県産材の安定供給につきましては、路網の整備や林業の機械化による生産コストの縮減が重要でございますので、このような事業に意欲を持って取り組まれる林業事業者

に対する支援制度を昨年度創設いたしました。この結果、新たに七つの意欲ある共同事業体が約一千八百ヘクタールの森林を集約して、効果的な木材生産に取り組むことを始めていただきました。

今後とも、意欲を持って取り組む共同事業体等をさらにふやして、現在、年間十六万立方メートルの木材生産量でございますが、目標年であります平成三十二年には二十三万から二十五万立方メートルとすることを目指して、県産材の安定供給を図っていきたくと考えているところでございます。林業についてのさらなる質問は担当部長から答えさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○議長（上田悟） 江南健康福祉部長。

◎健康福祉部長（江南政治）（登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目は、がん対策につきまして、がん治療には高額な医療費がかかるため、高額療養費に係る制度改善を図るべきと考えるがどうかというご趣旨のご質問でございます。

医療水準の向上によりまして、医療費は高額化する傾向がございます。これに伴いまして、被保険者が医療機関の窓口でお支払いになります一部負担金も高額になりますことから、被保険者の過重な自己負担を軽減するために、各医療保険で共通の高額療養費の支給制度が実施をされてまいりました。

この高額療養費の制度は、被保険者が、一月当たりその自己負担限度額を超えまして一部負担金を支払った場合に、その超えた額が保険者から給付されるという仕組みになってございます。本年四月から、従来からの入院のみならず、外来につきましても、窓口でのお支払い額を自己負担限度額までで済ませることができるようになりまして、被保険者の負担の軽減が図られたところでございます。

他方、自己負担限度額の計算は月単位とされておりますために、年間の医療費が同じであっても高額療養費が支給されない場合があります。長期にわたりますと負担が重くなるといった場合がございます。

そこで、現在、国におきまして、自己負担限度額に年間での負担上限を設けることや、その際に、年収三百万円以下程度の低所得者に配慮するなどの見直しが検討されているところでございます。

このような高額療養費の見直しによりまして、被保険者の窓口負担が軽減される一方で、国民健康保険につきましては、保険料と国費、県費などの公費等がその財源となりますことから、県といたしましては、保険料負担への影響あるいは県負担分への財政措置状況などにつきまして、制度改正の動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

二点目は、国民健康保険法によりまして一部負担金の減免制度につきまして、市町村に対して制度の周知に努めるよう働きかけるべきと考えるがどうかというお尋ねでございます。

国民健康保険法第四十四条におきまして、特別の理由がある場合には、保険者の判断によりまして、被保険者が医療機関の窓口で支払います一部負担金の減額又は免除等を行うことができる旨規定がされてございます。従来、この規定を実施するためには具体的な基準を欠いておりましたために、適用事例がほとんど見られないという状況でございました。

このために、国は平成二十二年九月に減免等の対象となる世帯を被災世帯や失業世帯等とし、また、減免の期間を原則として三カ月間とする基準を示したところでございます。

県におきまして、これを受けまして、各市町村が減免等の実施基準として定めます取扱要綱の参考例を提示するなどの支援を行いまして、以降、市町村に減免制度の普及に向けた指導を続けているところでございます。

昨年六月現在におきましては、この取扱要綱を制定済みの市町村の数は十四という形にとどまっておりました。その後、引き続き指導を行いました結果、現時点では、平成二十五年一月からの実施予定の一町を含めまして、県内の全市町村において取扱要綱が制定され、一部負担金の減免等を実施できる状況と現在なっております。

県といたしましては、このような状況を踏まえまして、各市町村において制度周知が十分に行われますように、各種の会議や指導助言などの機会を通じまして、市町村に指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 浪越産業・雇用振興部長。

◎産業・雇用振興部長（浪越照雄） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

私へのご質問は三点ございました。まず、一点目は、山村地域における再生可能エネルギーの利活用の取り組みについてということでございます。

議員お述べのように、山村地域には多様な自然エネルギーの資源が多く存在するというふうに考えます。しかしながら、その利活用に当たってはさまざまな課題もあるところだと考えております。

少し例を挙げますと、太陽光発電におきましては、山村地域は平野部に対しまして日照時間が短く、また、斜面への設備設置ということになりますことから、発電効率の問題や、適地が限定されるといったような課題があると考えます。

また、風力発電につきましても、常時一定の風況が確保できる地域は限られ、ほとんどが南部山間地域になっております。その多くは世界遺産や自然公園地域内にあり、景観・環境の問題をはじめさまざまな規制も受けることになるというふうに考えます。

また、本県には多くのダムがございます。それを活用した大規模な水力発電施設は、発電量のほとんどが余剰電力を使って水をくみ上げ、電力不足時に発電するいわゆる揚水式発電ということになっております。その他のダムを活用したような自流式発電ということ

につきましては、集水地域が小さく、確保できる水量も限られて、十分な水量を確保することが難しいということで、なかなか進んでいないという状況でございます。

このようなことを踏まえ、山村地域にあっても地元で使うエネルギーをすべて地元で賄うようにすることはなかなか容易なことではないかというふうに考えますが、しかしながら、たとえ小規模なものでございまして、再生可能エネルギーの利活用の促進は、エネルギー需給の安定化を図るためにも積極的に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えます。

今年度中に策定する予定のエネルギービジョンでは、山村地域での活用の可能性が高いものとして、建物の屋上等を活用した中規模程度の太陽光発電、河川等を利用した地域に役立つ水力発電、温泉熱を利用したバイナリー発電、バイオマスの利活用、電気自動車等を活用した災害時の電力確保対策などが考えられるかと思っております。さらに、吉野地域におけますスマートシティを目指したモデル的な取り組みというものも進めていきたいというふうに考えております。

二点目でございますが、リストラから雇用を守るための取り組みということで、県が設置した相談窓口において、どのような相談を行っているのか、また、県としての再就職支援をフォローアップする仕組みはあるのかという問いでございます。

先月二十日に、シャープ株式会社本社では、会社全体の希望退職者数二千九百六十名と発表されたところでございます。これを受けまして、直ちに、県と奈良労働局が連携をいたしまして、シャープ関係離職者等対策支援本部を立ち上げたところでございます。県と奈良労働局のほか、関係市も参画をしております。離職者への再就職支援や関連中小企業への金融相談等を行うこととしております。

再就職支援計画は、公共職業安定所に提出し、認定を受けることとなっております。その内容につきましては、事業所名や支援内容等は非開示というふうにされているところでございます。シャープ株式会社からは、県内三事業所が所轄の各公共職業安定所に計画を提出され、再就職への支援としては民間会社に委託をして就労のあっせん等を行うとの説明を受けているところでございます。

再就職支援計画につきましては、公共職業安定所においても、援助の結果等を把握する仕組みとはなっていないということから、今後、シャープ関係離職者等支援本部におきまして、シャープからの情報提供や、本部関係機関の相談情報等を集約して、再就職支援の状況を確認し、今後の支援策に生かしてまいりたいと考えております。

県における相談窓口でございますが、その相談窓口のうち、賃金や労働時間等についての労働相談は、平日と隔週土曜日に実施していたものでございますが、この機会に毎週土曜日にも開設することとしております。また、職業紹介等を行う職業相談につきましては、要請に応じて市町村やシャープ各事業所への出張相談も行う予定としております。

このほか、県の所管組織におきまして、職業訓練相談、生活福祉や住宅相談、金融相談も行っているところでございまして、これらの各種相談状況につきましては、支援本部に

参画する機関との情報交換や相互連携を図りながら、よりきめ細やかな再就職支援となるように努めてまいりたいと考えております。

三点目でございます。リストラ・アセスメント条例、それから、解雇規制条例を制定すべきではないかというお問い合わせでございます。

労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとするという合意の原則が労働契約法第三条に規定されているところでございます。

また、議員もお述べになりましたが、解雇につきましては、労働契約法第十六条、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして、無効とするとされているところでございます。

議員お述べの整理解雇の四要件につきましては、裁判例の中で、解雇権の行使として、社会通念に沿う合理的なものであるかどうかの判断を要し、その判断のためには、人員整理の必要性、人選の合理性、解雇回避努力の履践、説明義務の履践などは考慮要素として重要なものというべきものであるというふうにされています。このようなことから、このようなことを条例に規定するというのはなじまないのではないかというふうに考えているところでございます。

一方、雇用対策法においては、事業所において相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合には、事業主は労働組合等の意見を聴取し、再就職支援計画を作成して公共職業安定所長へ提出し、その認定を受けることの義務づけ規定もあるところでございます。

議員お述べの解雇規制条例やリストラ・アセスメント条例につきまして、現時点では条例を制定して企業活動に制限を加えたり、それを規制するべきものではないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、労働者の権利保護は重要であり、その監督機関としては労働基準監督署が設置されているところでございますが、県の役割といたしましては、非規制的な行政の分野が期待されていると考えておまして、労働相談や事業者への啓発を通じて、引き続き雇用の安定確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田悟） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。

平和の問題というのは、やはり、言い続けていかないといけない大事な問題だというふうに思います。知事の方から、その重要性の認識などいろいろとお聞かせいただきました。奈良県というのは、平和をやはり発信するのに大変大事な地域だというふうに私も思っております。非核平和都市宣言、全部の自治体がやっているというこうした県も珍しいわけでございますし、核拡散防止条約NPTの再検討会議のときにも、知事はじめ全部の市長

さんがその核兵器廃絶の賛同署名をしていただいた、これも全国で奈良県だけというようになこともございました。こうしたことで、引き続いて平和を守るために頑張っていたいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

平城宮跡の問題ですが、中止の申し入れのつもりはないということのご答弁だったんですけれども、この平城宮跡のことで、この間わかってきましたのは、今回の舗装に関する影響調査というのが、地下水の調査というのがされていないということがわかってまいりました。といいますのも、文化庁に行きましたら、その調査のデータはありますということをおっしゃって、そのデータは、そしたらどういうデータですかということであつたら、国土交通省の方が持っております、同じ日に国土交通省に行きまして、データをどういうデータですかと言ったら、結局高速道路のときの調査の結果のデータだということでした。

二十三カ所の井戸があるということでしたので、きのう、奈良文化財研究所の方にその井戸の管理はどんなふうになっていますかということでお尋ねしましたら、その井戸があることももう一つ認識がはっきりしていないような、大変心もとないような感じの返事をしていただきまして、国土交通省の方にもその井戸の管理を聞いたんですけれども、なかなかこれについても返事がないと。みんな、どこかがしてくれているだろうと思いつつながら、安心だという答えが出てきているような、そんな印象を受けております。

もう一度本当に安心だということの再確認を県の方からぜひしていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてのご意見をお尋ねしたいと思います。

がんの検診につきましては、県としていろいろ施策をしていただくということでございますので、本当にこのがんによって命をなくす人がないような、そういう奈良県の取り組み、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

それから、森林、林業、山村の問題ですが、本当に長いことそこで暮らし続けた人たちがこの先十年の間に村がなくなってしまうかもしれないという、そういう今大変な状況を迎えてきているというその危機感を私はずっと感じてきました。それを、やはり、活性化させるには、この山村の復興に取り組むしかないというふうに思っております。

また、奈良県といいますのは、すばらしい木材、先人が残しましたそういう一日、二日では絶対まねのできない、それだけのすばらしいものがございます。それを本当に生かしていく、それが奈良県の大事な道ではないかということを感じておりまして、県もいろいろ取り組みをされているわけですが、荒廃の状況と、それから、その対策が、やっぱり、追いついていないというような印象を持っております。これにつきましては、やはり、きちっと対策をぜひ進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、雇用の問題です。この雇用の問題でいいますと、例えば地元の自治体でどれぐらいシャープ株式会社が来年水を買ってくれるかわからないと。県の方には、来年の一月までに水道の水をどれぐらい使うかという報告をしなきゃいけない。だけど、向こうからは連絡が来なくて、どれぐらいといたらいいかわからないということも聞いておりま

すので、そうしたところでは、よく状況を把握していただいて、シャープ株式会社の意向も聞いていただいて、適切にできるようにぜひそれは進めていっていただきたいというふうに思います。

この平城宮跡の問題で、知事の方からもう一度ご意見をいただきたいと思います。

○議長（上田悟） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 平城宮跡の中の土系舗装の問題でございますが、二つの論点が出されました。修景的に草を刈るのはおかしいよというのと、水が浸透しなくて木簡を害するよと、この二つでございました。

草を刈るのはおかしいよということに対しましては、先ほど申し上げましたように、もともと広場でございましたので、広場に復元しようという中でございますので、草のまま残すという考えは今まで一度もございませんでした。まして、あのあたりの草は、刈り忘れた草だというふうに奈良文化財研究所が言っておりますので、それは広場にするという、修景上望ましいことだというふうにご理解賜りたいと思います。

もう一つは、水がその部分浸透しなくて、水の流れによって木簡が保存されているのに、害されるんじゃないかという危惧でございます。中に構築物を、トンネルのようなものをつくるわけではございませんので、地下水脈を直接遮断するわけではございませんが、上の方の舗装の仕方で、その部分、浸水性が薄くなって、水の量が少なくなるんじゃないかというご懸念のように理解をしております。それについては、浸水性が相当あれば、水も流れるから大丈夫だというふうに聞いておるわけでございますが、心もとない説明だったというご指摘でございますので、聞きに行かれた方がどのように理解されているかわからない点もあると思いますので、県の方からもどのように説明されたのか、我々自身も納得いくような説明を受けたいというふうに思います。その説明の内容は、また、議員にご説明を担当からさせたいと思いますので、関係者の方にもぜひご説明をしていただければありがたいというふうに思う次第でございます。

○議長（上田悟） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） 平城宮跡の遺跡も森林も、やはり、ずっと先祖から引き継いできたものをどうやって守るかということだと思います。そういう意味で、それを生かすことこそ奈良県の道ではないかというふうに思っておりますので、この中止については、ぜひ申し入れをしていただくように要望しておきたいと思います。

終わります。